

Ⅲ 評価

1. 盲・聾・養護学校における学習評価の基本的な考え方

1) 指導と評価

学校における教育活動は、学校の教育目標の実現を目指して、計画、実践、評価といった過程を繰り返しながら行われている。そして、学校や教師は、教育活動を振り返り、評価することによって、教育課程の編成や指導計画の作成、指導内容・方法、教材や学習活動等の適否を判断し、学校の教育目標に照らして教育活動の成果や児童生徒の変容の様子を明らかにすることができる。また、教師は、児童生徒の学習の評価を行うことによって、教師自身が行っている指導に改善を加え、それに基づいた指導を再度評価することによって新たな指導を展開することができるのである。このように、評価を指導に生かすことによって、指導と評価の一体化が可能となるのである。その際に重要なことは、評価を、学習の結果に対してだけ行うのではなく、学習指導の過程も含めて評価するなどの工夫をすることである。一方、児童生徒にとっても評価の意義は大きい。児童生徒は、評価をすることによって自らの学習状況に気付き、自らを見つめ直すことができ、その後の学習や発達を促すことにもなるのである。

このように、評価が児童生徒の学習の改善に生かされるような指導と評価の一体化を図るためには、日頃から、次のような点に配慮する必要がある。

- ① 通信簿や面接などを通して、学習の評価結果の意味などを児童生徒や保護者に十分説明すること。
- ② 学校としての評価規準や評価方法などについての考え方や方針をあらかじめ示すようにすること。

ところで、各学校における評価の客観性や信頼性を高め、目標に準拠した評価を効果的に行うためには、評価規準や評価方法を工夫することが重要である。

まず、評価規準については、例えば、次のような工夫が考えられる。

- ① 小・中学校等に準じた教育、あるいは下学部・下学年の教育課程による教育を行っている場合は学習指導要領に示す各教科の内容ごと、あるいは単元や題材ごとに、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」

などの各観点に基づいた評価規準の内容を、児童生徒の障害の状態を考慮して、具体的に検討する。

- ② 知的障害養護学校の児童生徒や重複障害の児童生徒については、児童生徒一人一人の実態に応じて設定した指導の目標に照らして児童生徒の進歩の状況などを見るためのきめ細かな評価規準を創意工夫する。

次に、評価方法の工夫については、例えば、次のようなことが考えられる。

- ① 評価を、学習や指導の改善に生かすことができるようにするという観点から、総括的な評価と併せて、分析的な評価や記述的な評価の方法を工夫する。
- ② 児童生徒の変容を的確に把握するために、学習の後における評価と併せて、学習の前や学習の過程における評価などを工夫する。
- ③ きめ細かな評価を行うために、学期末や学年末における評価だけではなく、単元ごと、単位時間ごとの評価などを工夫する。
- ④ 児童生徒の学習状況を総合的、客観的にとらえるという観点から、ペーパーテストをはじめ、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポート等による評価やそれらを組み合わせた評価の方法を工夫する。
- ⑤ 児童生徒による自己評価や相互評価の方法を工夫する。
- ⑥ 保護者による評価や教育活動に協力した地域の人々などによる評価を生かす工夫をする。
- ⑦ 学習の過程における児童生徒の作品や感想文、テスト類などを個人別にファイルしておいて評価に活用する、いわゆるポートフォリオによる評価を工夫する。

さらに、評価活動を充実するためには、学校としての評価の方針や方法、体制などについて教師間での共通理解を図るとともに、各教師が観察力や分析力などを高めたり、教師が協力して多角的、多面的な評価を行う工夫をしたりするなど、学校が一体となって評価活動に取り組み、研究・研修を積み重ねていくことが必要である。

2) 障害のある児童生徒の学力

障害のある児童生徒の学力については、盲・聾・養護学校における教育が、小・中学校等に準じて行われていることから、小・中学校等における学力のとりえ方と基本的には同じである。すなわち、平成12年12月の教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」にお

いても指摘されているように、学力を、知識の量や技能の習熟度だけでとらえるのではなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力なども含めてとらえることが大切である。しかし、小・中学校等の学習指導要領と盲・聾・養護学校の学習指導要領とでは、次のように多少内容が異なる点があるので、障害のある児童生徒の学力については、この点を踏まえて考える必要がある。

- ① 盲・聾・養護学校独自の指導領域として「自立活動」の領域が設けられている。
- ② 知的障害養護学校の各教科については、小・中学校等の各教科に準じるのではなく、独自にその目標や内容等が示されている。
- ③ 児童生徒の障害の状態等に応じて、各教科の目標や内容の一部を取り扱わないことができたり、重複障害の児童生徒について特別な教育課程が編成できたりするなどの特例が設けられている。

ここで、①の「自立活動」の指導は、児童生徒の障害の状態等によってその指導の目標や指導内容、あるいは指導時間数は異なるものの、すべての児童生徒に対して行われるが、②、③については、児童生徒の障害の状態等によって取扱いが異なり、すべての児童生徒が対象となるわけではない。

したがって、障害のある児童生徒の学力のとらえ方は、小・中学校等におけるとらえ方と同じであるが、その内容は、「自立活動」の内容である障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を加えると同時に、障害の状態等によって取扱いが異なる学習指導要領の目標や内容等を斟酌して考える必要があるということになる。

3) 盲・聾・養護学校の教育目標と評価

盲・聾・養護学校の教育目標は、学習指導要領の第1章第1節に示されており、小・中学校等の教育目標を達成することと、児童生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことに努めなければならないこととされている。

したがって、障害のある児童生徒については、基本的には小・中学校等に準じた教育を行っており、併せて児童生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服するために自立活動の指導も行っている。しかし、2)の②で述べたように知的障害養護学校では、各教科の目標や内容などを盲・聾・養護学校の学習指導要領に独自に示して教育を行っている。また、重複障害者等に関する特例によって教育課程を弾力的に編成した教育も行われている。

このように障害のある児童生徒に対する教育は多様であり、小・中学校等に準じた教育を行う一方で、児童生徒の実態に応じて独自に指導の目標を設定し、指導内容・方法などを工夫した教育を行うなど、特別な配慮の下に、手厚く、きめ細かな指導が行われている。

このため、障害のある児童生徒の学習の評価は、次のa～dに示すように、児童生徒の実態に基づいて編成した教育課程による指導に対応して行う必要がある。特に、児童生徒一人一人の障害の状態等を踏まえて独自に指導の目標を設定して学習活動を展開する場合の評価は、学習指導要領に示す目標を踏まえて実際に設定した指導の目標に照らして、その実現状況を見て行うことになる。この場合、児童生徒一人一人の指導の目標をどのように設定するかが重要な意味をもつので、適切な実態把握の下に、児童生徒の可能性を的確に予測した上で、指導の目標を設定することが大切である。また、児童生徒の学習の評価を行うと同時に、実際に設定した指導の目標が適切であったか否かを、教師として常に振り返り、客観的に確認することが重要である。

さらに、評価を次の指導に生かすようにするために、児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを的確にとらえ、学習意欲を高めたり、成就感や達成感を味わえるようにすることが必要である。

なお、障害のある児童生徒の学習の評価を適切に行うためには、教育的、心理学的、医学的な観点から総合的にとらえること、現状での発達の状態と合わせて、これまでに至る発達の過程をもととらえること、児童生徒の発達の諸側面相互の関連に留意しながら全人的な発達の状態をとらえること、一般的な発達の道筋と障害に伴う発達上の特性の両者を視野に入れて発達の状態をとらえることなどに留意する必要がある。

また、客観的で信頼性の高い目標の設定や学習の評価を行うためには、指導の内容や結果の記録の仕方、標準化された諸検査や発達の状況を見るためのチェックリストの活用の仕方、複数の教師による児童生徒の行動観察の方法などについて研究し、その活用の工夫を積み重ねていくことが大切である。

a 小・中学校等の各教科等に準じて指導を行っている児童生徒に対する評価

盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校の児童生徒で、小・中学校等の各教科等に準じて指導を行っている児童生徒の学習の評価は、基本的には小・中学校等の場合と同じである。しかし、児童生徒の障害の状態等によっては、指導の目標は

同じでも、指導内容・方法が、小・中学校等と異なっていたり、各教科の目標や内容の一部を取り扱わなかったりすることがあるので、学習の評価に当たっては、この点に留意し、実際に行った指導内容について目標に準拠した評価を行う必要がある。また、評価方法についても、例えば、ペーパーテストによって評価を行う場合に、障害の状態等に応じて出題内容や回答の方法を工夫したり、試験時間を延長したり、また、実技テストや作品等により評価を行う場合に、障害のない児童生徒に比べて評価規準の内容をよりきめ細かくしたりするなど、児童生徒の障害の状態に応じて、工夫や配慮をすることが大切である。

b 知的障害の児童生徒に対する評価

知的障害養護学校において教育を行っている児童生徒の学習の評価は、盲・聾・養護学校の学習指導要領に独自に示す各教科の目標等を踏まえて行うことになる。ただし、知的障害養護学校においては、各教科（小学部においては各教科の各段階）に示す内容を基に、児童生徒の知的発達の遅滞の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するようになっている。このため、学習活動は、学習指導要領に示す各教科の目標等を踏まえて、児童生徒の実態に応じて指導の目標を具体的に設定し、各教科の内容の中から実際に指導する内容を選定、配列して、効果的に行うことになる。したがって、知的障害の児童生徒の学習の評価は、実際には、児童生徒の実態に応じて設定した指導の目標に照らしてその実現状況を見て行うことになる。また、各教科等を合わせて指導する場合には、学習指導要領に示す各教科等の目標や児童生徒の実態に応じて、それぞれの学習活動の具体的な指導の目標や指導内容が設定されることになるので、この点に留意して評価する必要がある。

c 自立活動の指導における評価

自立活動の指導においては、児童生徒一人一人の実態によって具体的な指導の目標や指導内容が異なっている。また、自立活動の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することになっている。この個別の指導計画では、児童生徒の実態把握に基づいて指導の目標を明確にし、その上で学習指導要領に示す内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することになる。したがって、自立活動の指導における評価は、個別の指導計画において設定した指導の目標に照らしてその実現状況を見て行うことになる。この場合、特に、それぞれの指導内容について、指導の前と後

での児童生徒の学習活動の様子を比較して、その変容をとらえるようにしたり、障害の状態の変化を把握したり、発達の進んでいる側面を積極的に取り上げたりすることが大切である。また、このような児童生徒に対する評価を行うと同時に、教師としては、児童生徒の実態に基づいて設定した指導の目標や指導内容が適切であったか否かなど、個別の指導計画の作成について振り返り、客観的に評価した上で、改善を図っていく必要がある。

d 重複障害者等に関する特例によって指導した場合の評価

学習指導要領に示す重複障害者等に関する特例によって教育課程を編成して指導した場合の評価は、特例の内容に応じて、上記 a から c までの考え方によって行うことになる。その際、特例を適用するに至った根拠を児童生徒の実態との関係において明確に説明できるようにしておくことが大切である。

各教科の目標や内容の一部を指導しない特例による場合は、指導しなかった目標や内容を評価の対象からははずすことになるが、以前に指導しなかった目標や内容を補ったときは、それを評価の対象に加えることになる。下学年や下学部の適用の特例による場合の評価は、適用した学年の目標に照らして、その実現状況を見て行うことになるが、その際は、児童生徒の本来の学年の目標との関連にも留意する必要がある。

知的障害養護学校の各教科との代替の特例によって指導した場合の評価は、上記 b の知的障害の児童生徒に対する評価の考え方を踏まえて行い、自立活動を主とした指導の特例による場合は、上記 c の自立活動における評価の考え方を踏まえて行うことになる。

なお、重複障害の児童生徒の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することになっているので、自立活動の場合と同じように、これを活用した評価を工夫することが大切である。その際、教師としては、設定した指導の目標や指導内容が適切であったか否かなど、個別の指導計画の内容について常に評価し、改善を図っていく必要がある。

4) 特殊教育における「目標に準拠した評価」と「個人内評価」

これからの評価は、児童生徒一人一人について、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を見る目標に準拠した評価を一層重視するとともに、児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを評価する個人内評価を積極的に取り入れていくことが必要である。

このように児童生徒の学習の状況を判断するための枠組みとして目標に準拠した評価や個人内評価を重視する考え方は、特殊教育においても小・中学校等と同じである。

しかし、特殊教育においては、2)で述べたように、教育課程の編成が、小・中学校等の場合と多少異なっており、指導領域や児童生徒の実態によっては、学習指導要領に示す目標を踏まえて独自に指導の目標を設定して指導し、この指導の目標に照らして実現状況を評価する場合がある。したがって、特殊教育においては、同じ目標に準拠した評価といっても、小・中学校等の場合と多少異なる面がある。例えば、小・中学校等に準じて各教科の指導を行っている児童生徒に対しては、小・中学校等と同じように、学習指導要領に示す目標に準拠した評価を行うことができるが、知的障害養護学校や自立活動の指導などにおいては、児童生徒一人一人の実態に基づいて指導の目標を設定して学習活動を展開し、この指導の目標に照らしてその実現状況を評価することになるので、必ずしも学習指導要領に示す目標に準拠した評価を行うとはいえないことになる。この場合は、児童生徒一人一人に設定した指導の目標に照らしてその実現状況を見る「目標に準拠した評価」であるということになる。また、障害のある児童生徒の発達は、多様であり、個人差が大きいので、評価に当たっては、目標に準拠した評価とともに、学習活動の中で見られた児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などをきめ細かく評価して、指導に生かすようにすることが重要である。

5) 小・中学校の各教科等に準じて指導を行う場合の評価の在り方

a 各教科

盲・聾・養護学校において小・中学校の各教科等に準じて指導を行う場合の各教科の評価は、基本的には小・中学校と同じである。観点別学習状況の評価を基本として、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の四つの観点により、学習指導要領に示す各教科の目標に準拠して3段階で評価することになる。

観点別学習状況の評価は、教科や評価の観点などによって、評価方法の重点の置き方が異なる。したがって、教科の特性や観定の趣旨に応じて、ペーパーテストや実技テストによる評価、児童生徒のノートやレポート、作品による評価、教師による観察や面接による評価、児童生徒の自己評価や相互評価など、評価方法を適切に選択したり、組み合わせたりするとともに、評価についての教師の力量を高める

ことによって、客観的で信頼性の高い評価が行われるようにすることが大切である。特に、情意面にかかわる観点である「関心・意欲・態度」については、評価の妥当性や客観性を高めるために、多様な評価方法による継続的、総合的な評価の在り方を工夫・改善することが重要である。

また、各教科の評価においては、観点別学習状況の評価と併せて、総括的な評価である評定を行うことになる。評定は、小学部第3学年以上は3段階、中学部の必修教科は5段階、選択教科は3段階で行う。

観点別学習状況の評価と評定とは、ともに目標に準拠した評価であるが、観点別学習状況の評価が分析的な評価であるのに対して、評定は教科の総括的な評価であり、簡潔で分かりやすい評価情報を提供するものである。観点別学習状況の評価を、どのように評定に総括するかという具体的な方法等については、各学校において、各教科の特性や観定の趣旨等を十分に踏まえて、研究し、工夫することが大切である。

b 総合的な学習の時間

新しい学習指導要領では、各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習などの創意工夫を生かした教育活動を行うことができるように「総合的な学習の時間」が設けられた。

このような趣旨から「総合的な学習の時間」における学習の状況や成果などについては、数値的な評価をするのではなく、児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえた文章記述による評価をすることが大切である。また、「総合的な学習の時間」は、横断的・総合的な課題などについて、体験的な学習、問題解決的な学習を取り入れ、各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連付けて、総合的に働かせることをねらいとしている。そこで、「総合的な学習の時間」の評価は、各教科の学習の評価と同じように、観点別学習状況の評価を基本としている。その際には、この時間における指導の目標や学習活動に基づいて定めた評価の観点から、児童生徒の学習状況に見られる顕著な表れなど、児童生徒に身に付いた具体的な力について文章で記述することになる。

評価の観点は、各学校において、指導の目標や内容に基づいて定めることとなるが、その例としては、前述の教育課程審議会答申にも示されている。すなわち、学習指導要領に定められた「総合的な学習の時間」の二つのねらいを踏まえた、「課題設定の能力」、「問題解決の能力」、「学び方、ものの考え方」、「学

習への主体的、創造的な態度」,「自己の生き方」などの観点,各教科との関連を明確にした,「学習活動への関心・意欲・態度」,「総合的な思考・判断」,「学習活動にかかわる技能・表現」,「知識を応用し総合する能力」などの観点,あるいは,各学校が定める目標・内容に基づいた,「コミュニケーション能力」,「情報活用能力」などの観点が考えられる。

また,「総合的な学習の時間」の評価については,各学年の目標や内容を含めて,学年間や学校段階間を見通した学校としての全体計画の中に評価の在り方を明確に位置づけるようにすることが重要である。

(鈴木 篤)